議案第９３号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例(平成22年久喜市条例第122号)の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立江面児童クラブの項中「20人」を「35人」に改める。

附　則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

令和２年１１月２４日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

江面第一小学校校舎内において移転開所する放課後児童クラブについて、変更後の定員を久喜市放課後児童クラブ条例に位置付ける必要があるため、この案を提出するものであります。